

平成28年（2016年）3月11日

## 東日本大震災から5年を迎えて（会長声明）

岩手県司法書士会  
会長 芳賀 聡

東日本大震災の発生から5年の節目を迎えました。

震災の犠牲となられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の皆様には心からお悔やみを申し上げます。

岩手県の発表によると、平成28年1月末日現在で、災害公営住宅は建設予定戸数（5771戸）の47.6%にあたる2748戸が完成し、ピーク時に4万3738人であった仮設住宅入居者（みなし仮設含む）は、約半数の2万1464人に減少しています。数字の上では復興が進んでいるように感じられるものの、今なお、2万人以上もの人々が仮設住宅等での不便な生活を強いられています。

私たちは、仮設住宅を戸別訪問する「巡回相談」を今も続けていますが、これまでの活動を通じて、様々な問題や課題を現場で直接見聞きし、感じてきました。

仮設住宅では、自宅の取得や新築が決まった方は次々と退去していく中、残されるのは自力再建が困難な高齢者や生活困窮者、という傾向が感じられ、「復興における格差」ともいえる状況は今後ますます顕著になっていくものと思われま

す。また、災害公営住宅への転居により、仮設団地でようやく築かれたコミュニティが再度分断されてしまい、高齢者の孤立が進むことなども懸念されています。

地域全体に目を向けると、漁業などの基幹産業が回復できていないことによる地域経済全体の衰退や、少子高齢化に拍車をかける働き手の流出、子どもも含めた経済的困窮世帯の増加など、時間の経過とともに深刻な課題も顕在化しつつあります。

被災された方々が自ら解決するには難しい問題や課題もあり、また、「復興」から取り残される方を見逃さないためにも、行政、民間を問わず様々な団体や組織が連携して、これまで以上にきめ細やかな支援の体制を作ることが重要と感じています。

東日本大震災復興基本法では、「一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる復興のための施策の推進」を、基本理念の一つに掲げています。

私たちは、被災された方々が生活再建を果たし、再び「豊かな人生」を送ることができるよう、支援を求める声を待つだけでなく、こちらから現場に出向いて、人々の不安や悩みに耳を傾ける活動を続けていきます。